

## 第1回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

1 日 時 平成17年10月20日(木)午後1時~午後4時

2 場 所 長野県庁西庁舎403号室

3 出席者

(委 員) 大門委員、磯部委員、石坂委員、齋藤委員、富田委員

(事 務 局) 原総務部長、小林情報公開課長、岸田係長、宮原企画員、神原主任

4 議 題

(1) 会長互選

(2) 会長職務代理者指名

(3) 意見聴取案件審議新規意見聴取案件の審議

意見聴取案件102件提出 うち3件を審議

(4) その他

5 議事経過

別紙(概要)のとおり審議を行った。

6 その他

(1) 総務部長より委員に委嘱状を交付した。

(2) 次回審議会の開催日時は、平成17年12月8日(金)午前1時とし、次々回審議会の開催日時を、平成18年1月25日(水)午前1時とすることを決定した。

(別紙：概要)

総務部長： (各委員に委嘱状を交付。)

長野県総務部長を務めております原修二でございます。よろしくお願いいたします。ただいま人事通知書を申し上げたところでございますが、委員の皆様におかれましては、それぞれの専門分野において、ご多忙な日々をお過ごしのところ、本県の個人情報保護運営審議会委員への就任をご快諾いただきましたことを、まずは、お礼申し上げます。

当審議会におきましては、長野県における個人情報の適正な取り扱いにつきまして、さまざまな場面でご意見を頂戴するわけでございますが、昨今では、より細やかな行政サービスの提供の要請などもございまして、県が個人情報を取り扱う場面も多様化し、またその量も膨大なものになっております。

また、IT技術の進展により、さまざまな情報が瞬時にまた容易に取得できるようになった反面、本来厳重に管理されるべき個人情報が大量に流出してしまうなどの事故も生じております。

このような状況に対処するため、本年4月に長野県個人情報保護条例を改正いたしまして、新たに当審議会を設けたものでございます。

それぞれの分野におきまして個人情報の取り扱いに関し深い識見をお持ちの委員の皆様のお知恵をいただきまして、長野県の保有する個人情報の取り扱いをより適正なものにしてまいりたいと思っております。

委員の皆様には、大変なご負担をいただくにはと思っておりますが、厳正なご審議をお願いいたします。

簡単ではございますが、第1回の審議会に当りましての挨拶とさせていただきます、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： (委員の紹介。)

当審議会の目的などを若干説明させていただきます。資料は長野県個人情報保護運営審議会の関与事項、横長のA4版の1枚の紙をご覧頂きたいのですが、この長野県個人情報保護運営審議会ですが、今年の4月に長野県個人情報保護条例の改正によりまして、新たに設置されたものでございます。主な役割と致しましては、第三者的な機関と致しまして、県が収集、保有する個人情報の主要な場面におきまして実施機関からの意見聴取依頼に基づき実施機関の個人情報の取扱いについてご意見を頂くものでございます。

改正前の条例におきましても、個人情報の取扱いにつきまして任意で審査会のご意見を聞く事は可能でしたが、改正条例におきましては必ず意見を聞かなければいけないという一項を設けたと共に、個人情報の保護をより充実させるために審査機関である審査会と別に当審議会を新たに設置したものでございます。

当審議会の具体的権限ですが、個人情報取扱事務登録簿というのがございます。登録簿に関しまして、個人情報の取扱事務が適正かどうかということをご意見をいただくということになっています。それから原則本人から個人情報を収集するというのが大原則となっておりますが、本人以外から収集する場合がございます。この場合法令等でそういった本人以外からの収集が必要だという事が定められていることもございますが、そのような場合以外に収集する際にご意見をいただきます。またこの場合原則といたしまして、本人以外から収集した場合、ご本人に内容を通知するということになっています。これも、例外的にご本人に通知する事を差し控えたほうがいいという場合もありまして、それについてもご意見をいただくことになっています。更に収集目的以外に個人情報を利用提供する場合、それからオンライン結合で個人情報を外部に提供する場合、様々な場面がございますが、そのつどご意見をいただくことになっています。以上簡単ではございますが審議会の機能などを説明させていただきました。

それでは審議会の開催をお願いしたいと思います。委員の皆様にもまず会長、職務代理者をお決めいただき、その次に審議をお願いします。

なお、長野県個人情報運営審議会の規則第2条 1項、第3項におきまして、会長は委員の皆様の互選、職務代理者は会長が指名するということになっています。それでは委員の皆様よろしく申し上げます。

委員：事務局でお考えがありましたら、お聞きしたいのですが。

事務局：打ち合わせ等が結構ありますので、地元の弁護士先生ということで、事務局側とすれば、大門先生に会長をお勤めいただいたらいかがかと考えております。

委員：結構です。

会長：協力しながら、立派に職務を成し遂げたいと思っています。ご協力よろしく申し上げます。本県条例の改正はもとより、本年4月からは個人情報保護法の全面施行という事になりまして、個人情報保護について非常に関心が高まっている中で、大変難しい判断を迫られる場面もあろうかと思いますが、県民皆様

の期待に答え、その職責を充分果たせるように格別のご協力をお願いしたいという次第でございます。審議会の運営の規則によりますと、私に事故があって、職務を果せないという場合の職務の代理者を指名させていただきます。是非、磯部先生をお願いしたいと思っています。先生よろしいですか。

委員： はい。

会長： それでは、審議に入りたいと思います。早速事務局から意見聴取の案件について報告があるようですので、お願いします。

事務局： 本日、実施機関より提出されております意見聴取案件は、  
個人情報取扱事務登録の新規登録案件 48 件  
個人情報取扱事務登録の変更案件 13 件  
本人外からの個人情報の収集に関する案件 8 件  
センシティブ情報の収集に関する案件 1 件  
本人外からの個人情報の収集に係る本人への通知に関する案件 16 件  
収集目的以外の利用提供に係る本人への通知に関する案件 8 件  
目的外利用にかかる案件 4 件  
目的外提供にかかる案件が 4 件  
でございます。順次ご審議をお願いいたします。  
また、次第中の目的外提供に係る 3 件の案件が、それぞれ、裁判所、都道府県、市町村から、個人情報の提供依頼がなされているものでございますので、他の案件に先立ってご審議をお願いしたと思いますが、いかがでしょうか。

会長： 目的外提供の案件を審議するという事でよろしいですかね。

委員： 結構です。

事務局： （案件番号 9 1 番について、資料に基づき説明。）

会長： 意見を出して頂いて。

委員： 案件番号 9 1 番の「児童相談記録事務」の目的外提供については、概ね適当ではあるが、目的外提供する記録情報は、親権変更の調停手続きと合理的な関連性があるものに限られるべきではないか。

事務局： 分かりました。今の意見を実施機関の意見書に記載します。

会 長： 次に行きます。

事務局： （ 案件番号 9 2 番及び 9 3 番について、資料に基づき説明。 ）

委 員： 承認。

会 長： 次の案件に行きましょう。

事務局： （ 案件番号 9 4 番について、資料に基づき説明。 ）

委 員： 目的外提供の必要性について、目的の達成に必要な限度かどうか、相当な理由があるかどうかという観点から判断が必要であり、内容の確認等が必要ではないか。

事務局： 審議を継続にして、次回も御審議いただくということでもよろしいと思います。それまでに、必要な資料があれば用意します。

会 長： この案件については、次回まで宿題にして、考えていただくという事にします。  
引き続き、これ以外の案件についての説明を求めます。

事務局： （ 資料にしたがって、審査案件の内容を説明。 ）

委 員： 県警の関係も入りますか。

事務局： 長野県の場合、来年の 4 月 1 日から公安委員会と警察本部が入ることになります。4 月 1 日から登録簿をスタートさせなければいけませんもので、できましたら年明けぐらいから県警では登録簿の作成事務を進めていますので、県警とこちらで打ち合わせをしますが、登録簿をどのように審議いただくか、問題です。

登録簿ができた時点で委員さんにお配りする形で、目を通して頂くということとで審査の仕方をどうやるかということも、それまでに事務局で練りまして、お諮りできるように進めていきたいと思えます。

委員： 整理表を作っただいて、問題になりそうなものだけ印をつけてという形がよろしいかなと思います。

解釈及び運用基準によれば、登録簿の内容に関しては、審議会としては、収集目的は明確かとか適切かどうかなどについて、登録簿など範囲内で意見を述べるということですね。

事務局： 実際には、登録簿の記載の中だけで不十分で、こちらで説明できればいいんですが、これだけボリュームもありますし、実施機関が資料提供できるのであれば、お願いしたいとか、審議会でご説明いただけないかというものがあれば、案件によって事務局で調整したいと思います。

会長： ユマニテ人権尊重課の案件番号3番については、何を検証するのですか。

事務局： 新規の登録のところにありまして、横長の5頁を見ていただきたいのですが、上の方からセンシティブ情報に、同じくハンセン病の案件があります。設置要綱には必ずしも詳しく書いてあるわけではないですが、検証会議設置要綱の目的に記載があります。

委員： 検証の内容とか、目的、検証の結果がどう扱われるか、気になります。

会長： 例えば、委員の意見の可否について、一覧表を作成してもらい、問題のあるものは議論をし、問題のないものは承認するというやり方でもしないと、大変だという気がします。

事務局： 次回までにそういう形でやった方がいいですね。

委員： 審議会は、年に何回くらいあるのですか。

事務局： 想定しているのは、5回前後としておりますが、審議案件とか審議内容にもよります。

警察の案件は、なるべく合理的に審議ができるよう案を練ります。今日も資料を見ていただき、ご意見をいただきましたが、もう少し見ていただくと、これもというのが出てくると思います。

審査を行う際の一覧表の形式の資料案を作成して、会長と相談させていただいて、なるべく早いうちに各委員にお配りしたいと思います。

委員： 案件番号の50番から53番のオンライン結合というのは、あらかじめ意見を聞くものではないですか。

事務局： オンライン結合につきましては、実際の運用自体が4月からだったものからです。

会長： それでは今日の審議はいいですか。

審議会の意見が確定したものは実施機関に通知して頂き、審査資料については事務局で考えていただくということで、今日の審議は終了するという事によろしいですか。

どうも長時間ありがとうございました。